

# 口腔インプラント専門医・ 指導医 更新時必要書類

認定委員会  
2018年5月改訂

# 口腔インプラント専門医・指導医 更新時必要書類

専門医と指導医は5年毎に更新が必要である。専門医の更新時の必要書類は、更新書類と3症例の口腔内写真とパノラマエックス線写真による症例報告が必要であり、この審査し合格したものに資格の更新を認める。

※指導医は、専門医の更新をもって指導医資格の更新となる。

※指導医取得後、5年経過しなくても専門医の更新時に指導医の更新となる。

## 口腔インプラント専門医(指導医)

症例数	3症例 ※1
症例経過年数	上部構造装着後3年以上経過したもの
更新用症例 ※2※3※4	3症例分の術前と上部構造装着後3年以上経過時の口腔内写真とパノラマエックス線写真をファイルにまとめて提出すること(図1・注意事項1参照)
その他	専門医臨床技術向上講習会の修了証をコピーして提出すること(図2参照)。

※1: 症例には、ボーンアンカーブリッジや骨造成(骨増生)などの規定はない。

※2: 術前の口腔内写真は、必ずしも初診時ではなく、欠損の状態がわかる写真を示す(注意事項1参照)。

※3: 術前のパノラマエックス線写真とは、インプラント治療に当たって診断の根拠としたエックス線写真(パノラマ、CT等)のことである(注意事項2・3参照)。

※4: 術前および上部構造装着後3年以上経過時をA4光沢紙1枚に印刷しファイルにまとめて、更新書類と一緒に送付すること。

図1 ①更新時口腔内写真とパノラマエックス線写真(例)

症例番号1 20XX.X.X撮影 インプラント体埋入術前(下顎) 01LN

A4

:光沢紙縦印刷



# 図1 ②更新時口腔内写真とパノラマエックス線写真(例)

症例番号1 20△△.X.X撮影上部構造装着後3年以上経過時(下顎)01LN

## A4

:光沢紙縦印刷



R

A4: コピー印刷



修了証

Sample

〇〇〇〇殿

あなたは平成〇年度公益社団法人日本  
口腔インプラント学会第〇回口腔イン  
プラント専門医臨床技術向上講習会に  
おいて下記のテーマを受講修了された  
のでこれを証します

◇ ◇ ◇  
テーマ 〇〇〇〇〇〇〇〇  
日時 平成〇年〇月〇日  
開催場所 〇〇〇〇〇〇

公益社団法人日本口腔インプラ

学会

公益社団法人日本口腔インプラ

委員会

専門医臨床技術向上講習会は1回以上受講が必要。  
複数回を受講している場合は、直近の修了証をコピーして  
提出のこと。

## 口腔内写真についての注意事項

- 術前および上部構造装着後**3年以上経過時**の口腔内写真を提出すること(**図1参照**)。
- 口腔内写真は、正面観・左右側面観・上下顎咬合面観の計5枚(5枚組み)一組を原則とする。
- 最後臼歯部などの施術部位が写らない場合、ミラーなどを使用してインプラント埋入部位や治療内容が確認できる写真を追加すること。
- 術前とは、必ずしも初診時の口腔内写真ではない。診断の根拠とした欠損部位の状況が確認できる判読できる写真を指す。
- 暫定措置として**2018年度までは**、5枚組の口腔内写真は上部構造装着後3年以上経過時の口腔内写真の提出を義務とする。  
**2019年度以降は**、術前と上部構造装着3年以上経過時の5枚組以上の口腔内写真が必要となる(ただし、2012年1月から2016年6月までの術前口腔内写真は5枚組以上でなくてもよい)。

## パノラマエックス線写真についての注意事項

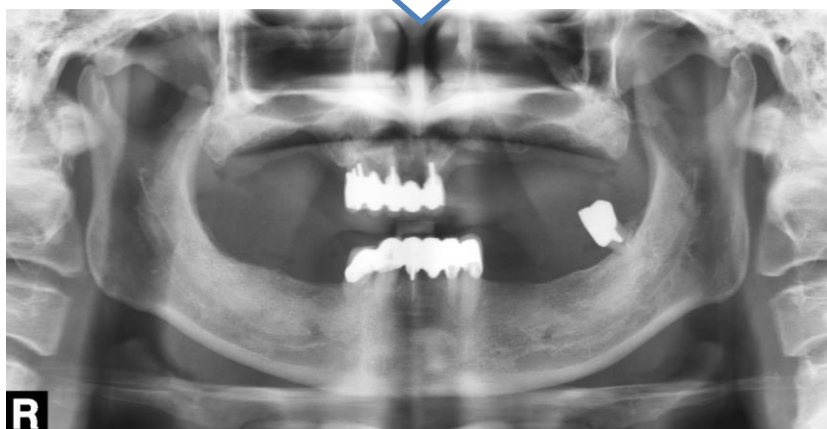
- 症例ごとにインプラント体埋入術前と上部構造装着後**3年以上経過時**のパノラマエックス線写真に、症例番号、撮影年月日、上顎・下顎、治療内容分類記号を記載すること(**図1参照**)。
- 術前のパノラマエックス線写真とは、インプラント治療部位に歯のない状態を指し(抜歯即時埋入は除く)。歯のあるパノラマエックス線写真の場合は、欠損の状態を確認したデンタルエックス線写真もしくはCT写真を添付すること(**注意事項2参照**)。
- パノラマエックス線写真において両側顎関節が写っていることを原則とする。ただし、撮影機種によっては顎関節部が十分に映らない場合がある。その場合は機種名等を記載すること。

## パノラマエックス線写真についての注意事項

- 症例ごとにインプラント体埋入術前と上部構造装着後3年以上経過時のパノラマエックス線写真に、症例番号、撮影年月日、上顎・下顎、治療内容分類記号を記載すること。
- 術前のパノラマエックス線写真とは、インプラント治療部位に歯のない状態を指し(抜歯即時埋入は除く)。歯のあるパノラマエックス線写真の場合は、欠損の状態を確認したデンタルエックス線写真もしくはCT写真を添付すること(注意事項3参照)。
- パノラマエックス線写真において両側顎関節が写っていることを原則とする。ただし、撮影機種によっては顎関節部が十分に映らない場合がある。その場合は機種名等を記載すること。

※術前とは、必ずしも初診時のパノラマエックス線写真ではない。

診断の根拠とした欠損部位の状況が判読できるエックス線写真を指す。

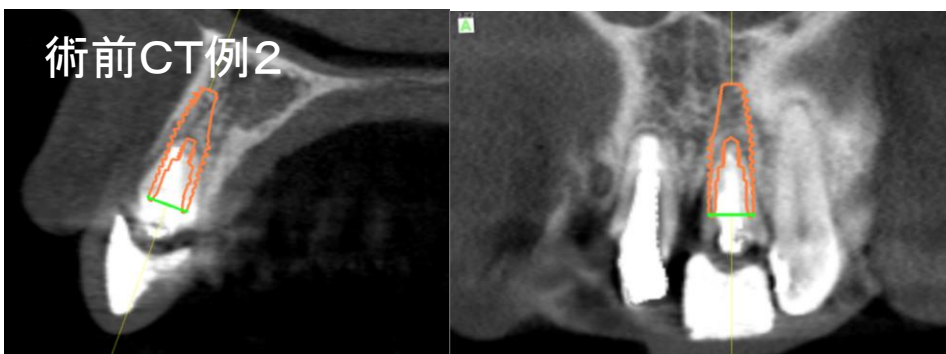


## 術前パノラマエックス線写真について補足

1. 抜歯即時埋入手術時など、術前のパノラマエックス線写真に抜歯予定歯が残存している場合は、CTやデンタルエックス線写真などインプラント埋入部位の状態が診断できるエックス線写真をA4光沢紙に別途印刷して提出すること。



別途提出するエックス線写真例



いずれかのエックス線写真を提出のこと